館林地区消防組合火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月26日

館林地区消防組合 管理者 多 田 善 宏

館林地区消防組合規則第11号

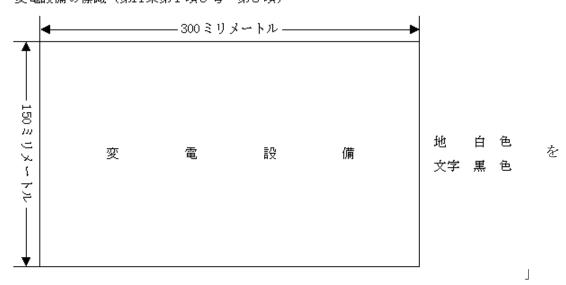
館林地区消防組合火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

館林地区消防組合火災予防条例施行規則(昭和50年規則第1号)の一部を次のように改正する。

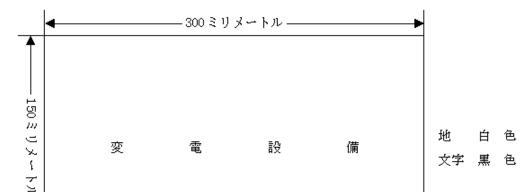
第5条第1項中「第5号及び第3項」の次に「、第11条の2第2項」を加え、「第31条の2第1項第17号」を「第31条の2第2項第17号」に、「条例第33条第2項」を「条例第33条第3項」に、「第34条第5号」を「第34条第2項第1号」に改める。

別表第1中

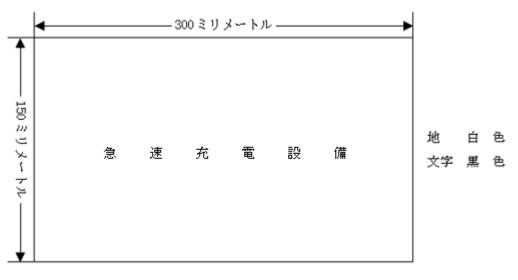
変電設備の標識(第11条第1 項5 号・第3 項)



変電設備の標識(第11条第1項5号・第3項)



急速充電設備の標識(第11条の2第2項)



に改める。

附則

この規則は、令和 年 月 日から施行する。